

⑦出資金払戻請求書

(組合員がお亡くなりになり、後継者が持分を相続せずにそのまま脱退するときに提出します。
事業年度末6月30日に脱退となり、次回総代会後に出資金を払い戻します。)

平成 年 月 日

東国東郡森林組合長 殿

① 死亡した組合員の住所・氏名・口数

住所：	
氏名：	
口数：	口 円

② 相続開始(死亡)年月日 平成 年 月 日

③ 出資金の持分の全部について申請人が相続していることに相違ありません。

④ 森林組合法第37条第2項及び定款第30条第1項により、上記正組合員の相続人として、出資金の払い戻しを請求致します。

申請人	(組合員との続柄：)
住所：	〒
氏名：	®
連絡先：	TEL：

口座名義	金融機関名	支店	口座番号

※口座名義にはふりがなもご記入ください。

(出資証券添付： 有 ・ 無)
添付無しの理由：
※添付無しの出資証券については以後無効となります。